

## 事業報告書の提出はお済みですか？

NPO法人は、法律により事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書を所轄庁(福井県)に提出する必要があります。今年は新型コロナウイルス感染症の流行により、事業報告書の提出期限が2020年1月～6月末までのものについては期限を延長し、9月末までを目安に提出をお願いしていたところです。まだ提出されていない場合はお早めの提出をお願いします。

また、役員変更(再任も含む)があった場合は「役員変更届出書」の提出も必要です。

提出書類の様式は、ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページからダウンロードすることができます。(http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/)

事業報告書作成時のチェックリストも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【問合せ】ふくい県民活動・ボランティアセンター

TEL: 0776-29-2522 E-mail: f-npo-c@pref.fukui.lg.jp



## 新たに設立したNPO法人

※令和2年4月1日～令和2年10月31日までに認証したNPO法人

認証日: 令和2年8月20日

### ●特定非営利活動法人 災害看護研究所(福井市)

災害対応を実践する上で重要な事は、災害初期の対応だけでなく中長期を視野に入れた具体的な備えと、復興の土台となる地域力の向上です。

事業を通じ、災害時の支援だけでなく平時における災害教育や研究を行い、災害時に主体的な看護活動を展開できる人材育成と地域住民を主体とした災害に強い地域作りに貢献したいと考えます。

医療関係者だけでなく様々な方々と協働していくたいと考えていますので、ぜひお気軽にご相談ください。



## 寒冷な場面における コロナ対策のポイント

本格的な寒冷な時期を迎え、より一層の対策強化が必要になります。

### 1. 基本的な感染防止対策

- ・マスクの着用
- ・人ととの距離を確保
- ・「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫を」
- ・3密を避ける、大声を出さない

### 2. 寒い環境でも換気の実施

### 3. 適度な保湿（湿度40%以上を目標）

- ・換気しながら加湿を
- ・こまめな拭き掃除を

### 5つの場面

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ会食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

## NPO・ボランティアに関するご相談は ふくい県民活動・ボランティアセンター

住 所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1  
(AOSSA7階)

T E L 0776-29-2522 F A X 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～20:00  
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分  
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分

福井を活性化するチャレンジを「ちょい足し」応援します。



## 県民ワクワクチャレンジプランコンテスト2020を開催しました

県では女性や若者、NPOが行う福井の活性化につながる活動プランを募集し、公開プレゼンテーションによる審査会を開催しました。

NPO法人や地域の任意団体などによる多種多様な地域貢献活動が今後も継続的に実行できるよう、新たにチャレンジする取組みを資金的に支援することを目的としています。

各団体の活動内容の充実と幅広い事業の展開を促進するとともに、県民に広くPRすることにより県全体の社会貢献活動への意欲向上を図っていきます。



## 県内で活動する団体の紹介

8月2日(日)にAOSSAにて公開プレゼンテーション審査会を行った結果、100万円コース1件、20万円コース4件を採択しました。

審査にあたっては、審査員による審査に加え、観客によるスマートフォンアプリを活用した観客審査を実施し、審査会の様子はYouTubeライブによる動画配信を行いました。

限られた資金の中で事業展開や団体運営を行う団体のチャレンジを資金面で支援することで、第1歩目のハードルを下げて、県内団体がより活動内容を充実させて、幅広い事業の展開に挑戦し、もっと「おもしろい！」福井を目指して活動しています。



### 100万円コース

#### NPO法人 森のほうかごがっこう(福井市)



森のほうかごがっこうは「遊ぼう！学ぼう！創造しよう！」をテーマに森での環境教育や子どものアート活動を通じて、生きる力と内なる心の育成を基本理念に活動しています。

子育て世代にとって、福井は自然の中で大人と子どもが一緒に遊べる環境が多くないと言われています。そのような中で竹田地区や足羽山を中心に、身近で自然の中で遊べるコミュニティづくりに力を入れています。自然の中での遊びは、自分の発想で遊びを生み出すことが最大の特徴で、子ども達が自由に活動できる場所や家族で楽しめる「子どもの育ちを中心にした」地域づくりを目指しています。

今回応募したプランでは、コロナ禍での自粛疲れによるストレスの増大などが家庭環境にも悪影響があると感じ、外で親子一緒に楽しめるアート企画を考えました。こびとをテーマにした様々な作品を募集し、子どもたちが運営する「こびとの森アート展」として実施する予定です。多くの人がアートを通じて自然体験できる企画なので、ぜひ会場にお越しください。



### 20万円コース

#### キリグ子ども美術館(福井市)



キリグ子ども美術館は、福井大学の公開市民講座「アートエデュケーション講座」の受講生が、アートの楽しさをもっと学びたい、広めたいとの思いから活動を継続し、その輪が少しずつ大きくなって現在の活動につながっています。

これまで福井市美術館の企画展にあわせたワークショップの開催を中心に活動してきましたが、地域と一緒に活動や作品展の開催、webでの美術関連情報の発信など、より広い取組みをしたいという思いからプランを応募しました。

実施するプランでは、アートを介して、地縁や職場、学校の垣根を超えたコミュニティづくりを目指していき

ます。また、福井大学に収蔵されることになった木水育男(美術教育者)が指導した生徒たちの児童画を活用した、親子ができる対話型鑑賞会の開催を予定しています。

美術、図画工作、創作や観賞に興味のある方のご参加をお待ちしています。



### 20万円コース

#### team 中河(鯖江市)

鯖江市中河地区の青年団として活動しており、若者の力で地域を盛り上げていこうと様々なイベントや交流会を行っています。

特に、交通事故の防止を図るうえで、子どものうちからの交通安全教育を実践することに大きな意義があると考え、交通ルールの遵守や地域内の危険箇所を確認するワークショップの開催、児童に作成してもらった交通安全看板の設置などを行い、交通マナーの醸成を行っています。

また、団員たちは、「地域に元気がない」「昔あったお祭りを復活させたい」「地元で人と人との繋がりを広げたい」といった様々な想いを持ち、地域の取組みに参加

しています。

こういった取組みを通して、地域の未来を担う子ども達が地域に愛着を持ってくれるよう青年団員として地域の見本となるよう活動しています。



### 20万円コース

#### アグリカルチャースマイルクラブ(坂井市・あわら市)

採択された事業では、福井県のブランド農産品を使用した、家事負担軽減を手助けするベリアスフーズの開発や、コロナ禍で親子で楽しみながらできる料理キットの商品開発を行います。



### 20万円コース

#### 一般社団法人 Switch Switch(若狭町)

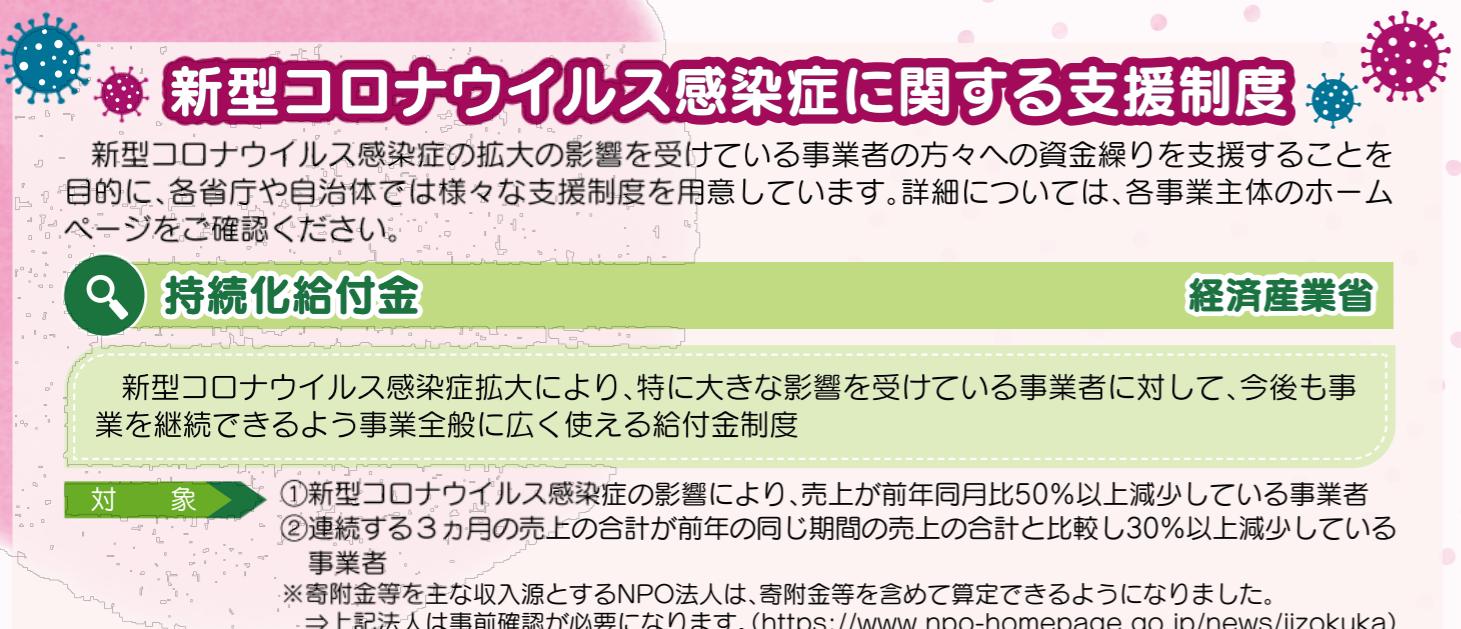
いきます。

今後は、露天商の許可を取り、地域でのイベントの開催や都市部での物産展などで、地域の特産品を活かした飲食物の提供を行うことで、地域活性化に取り組む予定です。ホームページやSNS等で情報発信してますので、ぜひ一度ご確認ください。

「café縞」のホームページは[こちら](http://varve-museum.pref.fukui.lg.jp/about/cafe)

<http://varve-museum.pref.fukui.lg.jp/about/cafe>





新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている事業者の方々への資金繰りを支援することを目的に、各省庁や自治体では様々な支援制度を用意しています。詳細については、各事業主体のホームページをご確認ください。

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、今後も事業を継続できるよう事業全般に広く使える給付金制度

- 対象** ①新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者  
②連続する3ヶ月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較し30%以上減少している事業者  
※寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、寄附金等を含めて算定できるようになりました。  
⇒上記法人は事前確認が必要になります。(https://www.npo-homepage.go.jp/news/jizokuka)
- 給付額** 法人200万円以内(個人事業者等100万円以内)
- 申請期限** 2021年1月15日
- お問合せ先** ☎ 持続化給付金事務センター TEL: 0120-115-570  
〔詳細はこちら⇒https://jizokuka-kyufu.go.jp/〕

## 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的とした給付金制度

- 対象** 資本金10億円未満の中小企業、小規模事業者、NPO法人等
- 給付額** 月額賃料が75万円以下:賃料×給付率(2/3)  
月額賃料が75万円以上:50万円+(賃料-75万円)×給付率(1/3)※100万円上限  
※寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、寄附金等を含めて算定できるようになりました。  
⇒上記法人は事前確認が必要になります。(https://www.npo-homepage.go.jp/news/yachinshien)
- 申請期限** 2021年1月15日
- お問合せ先** ☎ 家賃支援給付金事務センター TEL: 0120-653-930  
〔詳細はこちら⇒https://yachin-shien.go.jp/index〕

## 雇用調整助成金(新型コロナ特例)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために労使間協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する制度

- 対象** 以下の条件を満たす業種の事業者であること  
①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している  
②最近1ヶ月の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している  
③労使間協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
- 給付額** 1人1日あたり15,000円上限
- 申請期限** 判定基礎期間(令和2年4月1日～12月31日)の翌日から2ヶ月以内
- お問合せ先** ☎ 雇用調整助成金等相談センター TEL: 0120-60-3999  
〔詳細はこちら⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07〕

◎その他新型コロナウイルス感染症に関する支援制度は、県のホームページで紹介しています。  
URL:https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/pr-jigyousya

# 災害ボランティア活動について

## 毎年発生する自然災害



近年、毎年のように自然災害が発生し、全国各地で被害をもたらしています。今年の7月豪雨は九州地方から東北地方におよぶ広い範囲で大雨が続き、河川の氾濫や土砂災害が各地で発生しました。全国の被害状況は、死者84名、行方不明者2名、住家の全壊9,451棟、住家の浸水7,142棟となっており、このほかにもライフライン、地域産業などに甚大な被害をもたらしました。

また、この災害は新型コロナウイルス感染症の影響下で経験する初めての災害であり、感染拡大防止のための様々な制約の下で復旧、復興活動が行われています。

## 新型コロナウイルス影響下でのボランティア活動

災害発生時には被災地の内外からボランティアが駆け付け、行政の手の届かない様々な支援活動を行い、復旧、復興、被災者の生活再建等において重要な役割を果たしています。しかし、7月豪雨災害では、感染拡大を防止する観点からボランティアの募集範囲を原則被災自治体(都道府県または市町村)内に限る対応がとられ、これまでのような全国からボランティアが駆け付けることが困難な状況になりました。

また、新型コロナウイルス影響下では、ボランティア活動によって被災地において感染が拡大することがないよう特に注意する必要があり、活動前の体調等のチェック、活動時の感染防止対策など新しい仕組みが考えられています。全国社会福祉協議会や災害ボランティア活動の支援活動を行っているNPO、内閣府等からは活動のガイドラインが示されています。

今後の災害に備え、私たちも事前に活動時の注意事項を確認しておくことは、いざという時の備えのために必要なことであり、次に紹介させていただきます。



## 災害ボランティア活動における感染症対策

新型コロナウイルスの感染防止対策のため、以下の①～⑦を遵守し、活動していただきますようお願いします。

### ①健康状態等の確認

活動中に体調に異常があれば、直ちに活動を中止し、現地災害ボランティアセンターに報告すること。

### ②手洗い・手指消毒の励行

活動前、活動中、活動終了後のいずれも石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底すること。

### ③マスクの着用

常にマスクの着用を徹底。ただし、屋外で人ととの間隔が十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外しても構わない。マスクを外す場合は常に人ととの距離を意識して、確保できない場合には直ちに再度着用すること。特に食事の際は人ととの距離を十分確保して食べるとともに、会話は食事を終えて、マスクを着用してからにすること。

### ④対人距離の確保

ボランティア同士あるいは被災者と会話する際は、マスクを着用するとともに、十分な距離を保つことを徹底すること。

### ⑤屋内活動時の換気の徹底

屋内で活動する場合は常時換気ができているか確認すること。

### ⑥コロナ以外の感染防止対策

仮設トイレ等の利用時やボランティアセンターなどの建物内に入る時は、靴底裏の消毒をした上で入るようにする。

### ⑦その他

厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を積極的に活用すること。  
感染症防止のため、現地災害ボランティアセンターが決定した事項・指示に従うこと。

## 平常時からの備えについて

災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。福井県では大規模災害時に迅速に「災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、県内18の団体で「福井県災害ボランティアセンター連絡会」を組織しています。連絡会では災害に備え平常時から訓練や研修を行っており、今年度の訓練では新型コロナウイルス影響下でのボランティアセンター本部の設置運営訓練を実施しました。

新型コロナウイルス影響下で県境を越えたボランティアの移動が自粛される中で、県民のボランティア活動がより重要になっていきます。過去の大きな災害を経験した県民の皆様は災害ボランティアの力をよく知っているいらっしゃると思います。

県では、ボランティアの登録制度を運用しています。ぜひ、この機会にご登録をお願いします。



# ボランティアに関するお知らせ

## ◆◆「オータム&ウインターボランティア体験2020」参加者募集◆◆

選べる活動・時間で自分らしさを大切にしながらボランティアを体験してみませんか？

体験期間 令和2年10月1日(木)～令和3年1月31日(日)

参加対象 福井県内に在住・在勤・在学する小学生高学年以上の方

主な活動プログラム

- ・福祉施設等での利用者の介護、介助等の体験
- ・福祉施設等の利用者との交流、レクリエーションの手伝い
- ・施設行事や地域で実施されるイベント等の運営協力
- ・ボランティア養成講座や研修への参加
- ・NPOやボランティアグループが行う活動への参加



参加費用 活動諸経費(ボランティア活動保険、交通費、食事代等)は原則として参加者の自己負担

申込み先 福井県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議会、福祉総合ボランティアセンター、ふくい県民活動・ボランティアセンター

※体験できるボランティア活動の一覧(活動プログラムガイド)と参加申込書は上記申込み先の窓口にあります。活動プログラムガイドはインターネット上でもご覧いただけます。

(<https://www.f-shakyo.or.jp/>)

問合せ先 福井県ボランティアセンター(社会福祉法人 福井県社会福祉協議会)

TEL:0779-24-4987 FAX:0776-24-0041 E-mail:volunt@f-shakyo.or.jp

## ◆◆福縁ボランティアポイント制度を活用しよう！◆◆

県では、県民の皆様にボランティア活動を始める「きっかけ」や活動継続の「励み」としていただくため、福縁ボランティアポイント制度を実施しています。

内容 希望者にポイントカードを配布し、活動の実績に応じてポイントを発行(カードへのスタンプ押印)します。活動1回(1時間以上)につき1ポイントとし、原則1日1ポイントの発行となります。

特典等 10ポイントたまつたカードを窓口に持参すると、「ボランティア活動証明書(施設入場券)」が発行されます。これにより、福井県立恐竜博物館などの県有施設の観覧料の割引や、協賛企業の特典を受けることができます。特典の内容については、福井県ボランティアセンターのホームページ内「ボランティアポイント制度～協賛企業について」をご参照ください。

([https://www.f-shakyo.or.jp/by\\_purpose/purpose01/sub02/alias005](https://www.f-shakyo.or.jp/by_purpose/purpose01/sub02/alias005))

また、200ポイント(ポイントカード1冊分)貯めた方には、その積極的なボランティア活動を認定する「活動認定証」が発行されます。



▶活動認定証の累計発行数 282枚

▶累計ポイントランキング

3000ポイント達成者1名 2000ポイント達成者3名 1000ポイント達成者13名  
(令和2年10月31日時点)

# NPOに関するお知らせ

## NPO お役立ち情報

### テーマ:人を集めることができない場合の総会の開催方法

社員総会はNPO法上、毎年1回必ず開催することが義務付けられています。(第14条の2)  
そのため、今回の新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中で、大人数で集まることができない状況となった場合の社員総会の開催方法をご紹介します。

#### みなし総会決議

##### みなし総会決議とは…

実際に総会を開催せずに、書面または電磁的記録を用いて総会決議があったとみなすもの。

##### みなし総会決議をするには…

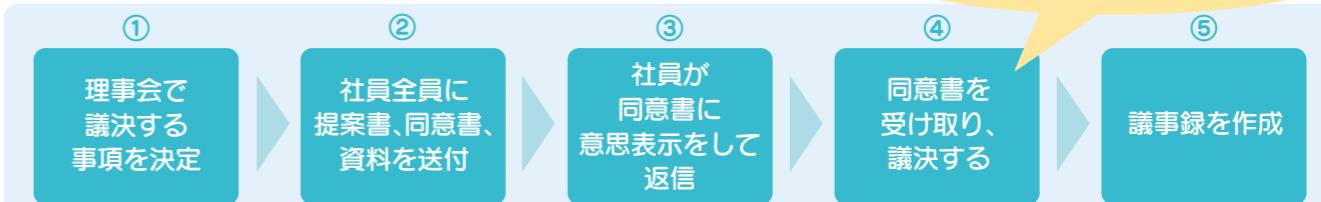
まずは、定款にみなし総会決議に関する規定を定めましょう。

また、みなし総会決議をするには、社員全員から同意の意思表示が必要です。

#### 【NPO法第14条の9】

理事または社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会で可決の決議があつたものとみなす。

##### 〈開催の流れ〉



#### みなし総会決議以外にもできるだけ人を集めず総会を開催する方法があります

最小限の人数(議長1人、議事録署名人として定款に定める人数)は実際に集まつたうえで、以下のようないかだりの表決方法を利用して総会を開催できます。

#### 書面による表決

会議資料に「書面表決票」など任意の様式で参加者が意思表明できる書面を同封し、議題への賛否を記入してもらい返送してもらいます。

#### 電磁的方法による表決

会議資料を送付したうえで、「電子メール」など紙媒体で出力することが可能なものにより各議題への賛否を表決してもらいます。そのためSNSなどによる通信は使用できません。また、ファックスは「書面による表決」の扱いになります。

#### 表決の委任

会議資料に「表決委任状」など任意の様式を同封し、会議に出席する他の者を代理として表決することを記入してもらい返送してもらいます。(議長に委任してもらうことが確実)

※電磁的方法による表決については、あらかじめ定款に定めが必要ですので、利用したい場合はまず定款を見直しましょう。